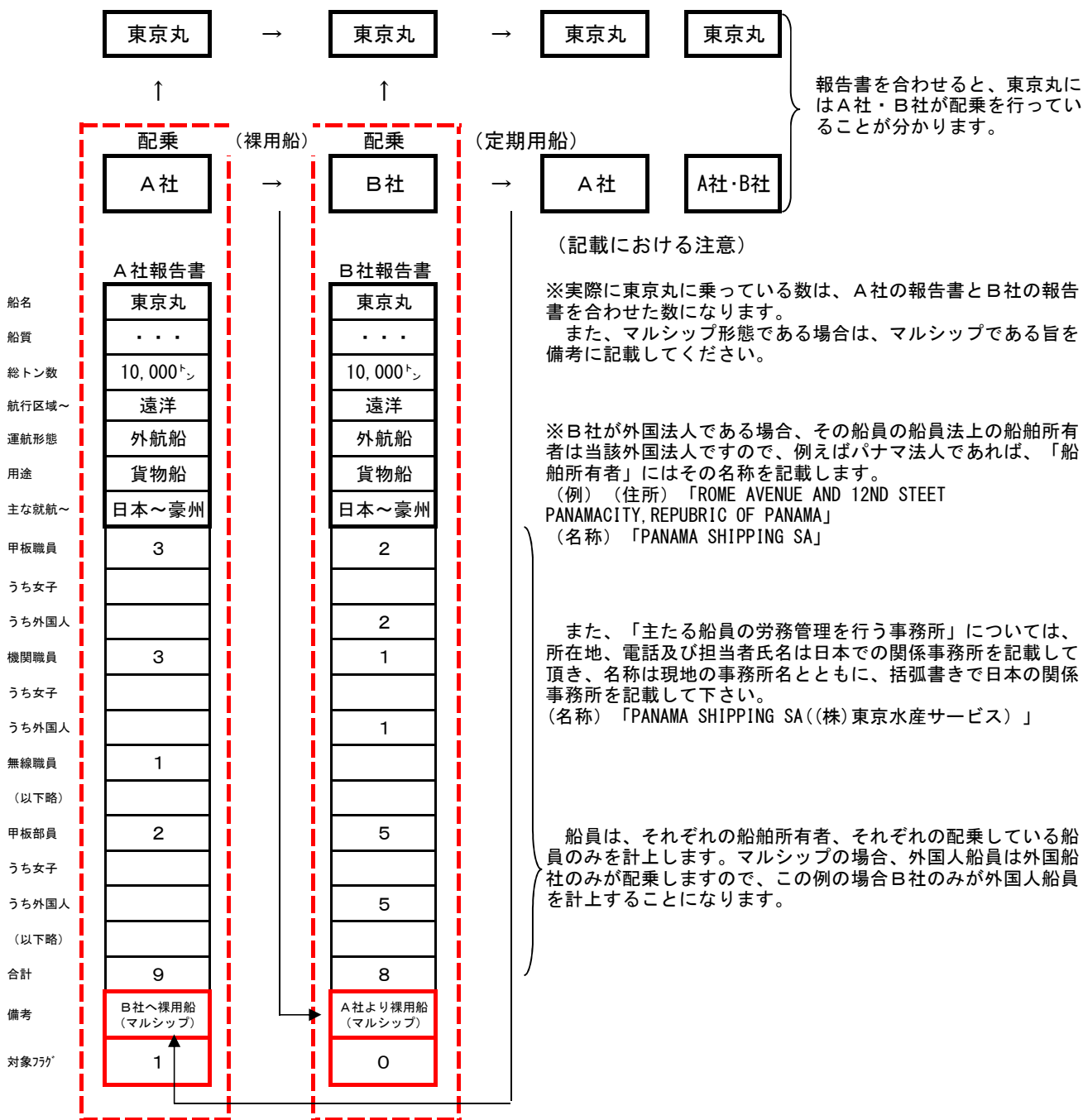


○記載要領のⅡ 2. 雇用船員数(予備船員数を除く。)及び所属船舶の状況についての補足説明

(1) 「雇用船員数(予備船員数を除く。)及び所属船舶の状況」の備考欄への記載については、以下のとおりです。

例 1) A社所有の東京丸がマルシップ形態を取っている場合



がそれぞれの船舶所有者が報告を行う範囲になります。

(9) ~ (12) (派遣船員・在籍出向船員(「以下派遣船員等」)の記載については、以下のとおりです。

例2) A社が、B社所有の大阪丸に対して、職員2名、部員3名を派遣している場合

